

AS ワンプラ規約 一部変更のお知らせ

2019 年 4 月吉日
株式会社オートサーバー

春暖の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、店頭在庫取引である AS ワンプラにつきまして、より便利で安心できる取引ルールを整備するため、下記のように「AS ワンプラ規約」「AS ワンプラ検査細則」「クレーム裁定細則」の一部を改訂させていただきます。

恐縮ではございますが、お取引先の皆様におかれましては、変更スケジュール、主な変更点、ご注意いただきたいポイントをご確認の上、ご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

概要

その 1	2019 年 5 月 20 日の取引より適用	AS ワンプラ規約 AS ワンプラ検査細則（評価点のルールは変わりません） AS ワンプラクレーム裁定細則（裁定基準の一部をわかりやすくします）
その 2	2020 年上半期（予定）	AS ワンプラ検査細則（評価点のルールが変わります） AS ワンプラクレーム裁定細則（裁定基準の一部をわかりやすくします）

その 1. 2019 年 5 月のルール変更について（主なポイント）

①出品される際、「車両のキズや故障箇所等を出品票と画像を用いて説明するよう努めていただく」と共に「リサイクル預託金の預託の有無を確認する」ことを義務とします。

AS ワンプラ規約第 1 1 条（出品会員の義務）

- 出品会員は、本サービスへの車両出品につき、本サービスにおいて落札会員による車両確認手段が出品票および画像であることを十分に理解した上で、次の義務を負う。
 - （2）車両に瑕疵または不具合等があるときは、これを出品票または画像を用いて説明するよう努めること
 - （3）出品する車両の自動車リサイクル料が預託済みであるかどうかを確認すること

AS ワンプラ検査細則第 2 条（出品会員義務）

- 出品会員は、本サービスにおいて落札会員による車両確認手段が出品票および画像であることを十分に理解した上で、以下の定めに従わなければならない。
 - （3）車両の瑕疵または不具合等があるときは、これを出品票または画像を用いて説明するよう努めること
 - （5）出品する車両の自動車リサイクル料の預託の有無を出品票に正確に記載すること

②譲渡書類について、以下の書類は取り扱わないことを規約に明記いたします。

AS ワンプラ規約第 1 3 条（譲渡書類）

- 輸出抹消簿本、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書または既に使用されているリサイクル券は、前二項に定める譲渡書類と認めない。

③成約車両の付属品の輸送方法を規約に明記いたします。

（細かい備品など→譲渡書類と同封、タイヤなど→紛失防止をした上で車両に搭載）

AS ワンブラ規約第17条（出品会員の成約後の手続き）

2. 出品会員は、備品類または付属品等について、以下の措置を講じなければならない。

- （1）出品票に付属品として記載している保証書、取扱説明書または記録簿および容易に車外へ持ち出すことが可能な備品類（整備手帳、リモコン、ナビ用ロム、予備のキーを含む）は、譲渡書類と同封してASへ送付すること
- （2）譲渡書類と同封することが困難な大型の部品または予備用のタイヤ等は車内積込した上で、盗難または紛失を防ぐ措置を講じること

④取引結果やクレーム結果は、ASNETの「自社管理画面」に表示することを規約に明記いたします。

AS ワンブラ規約第16条（成約通知）

1. ASは、出品会員が出品した車両が成約となった場合、その結果をASNET上の取引情報画面（以下「自社管理画面」という）への掲載およびオートサーバー計算書の送付によって当該出品会員に対し通知する。

AS ワンブラ規約第21条（落札通知）

1. ASは、落札会員が車両を落札した場合、その結果をASNETの自社管理画面への掲載およびオートサーバー計算書の送付によって当該落札会員に対し通知する。

AS ワンブラクレーム裁定細則第7条（あっせん仲裁）

2. 前項のクレーム裁定は、ASの判断により、出品票または画像との相違の程度に沿って、「売買契約の解除（以下「キャンセル」という）」、「車両代金の値引き、または部品支給」、「申請の却下」とする。
4. ASは本条に基づく協議あっせんまたはクレーム裁定の結果、もしくは不調におわたった旨を、ASNETの自社管理画面への掲示を以て当事者に通知し、この掲示を以て通知が完了したものとみなす。

⑤クレーム申請は1台につき1回までとなることを規約に明記いたします。

また申請と併せて、クレーム状態が分かる写真や見積書等での状況説明が必要となります。

AS ワンブラクレーム裁定細則第5条（クレーム申請）

6. クレームの申請は、車両1台につき1回に限るものとし、多重申請または申請内容の追加は認めない。ただし譲渡書類に関するクレーム申請またはメーター改ざん、接合車、冠水歴等、重大な瑕疵と疑われるクレーム申請についてASが認めた場合を除く。
7. クレーム申請者は、ASからの求めがあった場合、当該クレームの状態が合理的に判断できる画像（原則として3日以内）および資料（原則として7日以内）を用いて、車両の状況およびその加修に要する費用等をASに説明しなければならない。

⇒画像や見積書を、ASNET 自社管理画面でアップロードできる機能が近日中にリリースされます

⑥クレーム申請に必要な費用（見積書取得費用など）は、原則として落札店様にご負担いただきます。

AS ワンブラクレーム裁定細則第6条（事実確認の方法）

1. ASは、クレーム等の処理に公平を期するため、申請のあった車両の事実確認およびその加修に要する費用等の確認について、以下のいずれか、もしくは複数の方法で行う。
 - （1）ASの検査員、代理人もしくはASの認めた第三者による出張確認および見積もり
 - （2）ASの認める販売ディーラー、業務提携先検査員等による確認および見積もり
 - （3）～（4）（略）
 - （5）ASの指定陸送会社による車両状態確認書等による確認（ただし出品会員、落札会員双方の確認サインがある場合にかぎる）
2. メーター改ざん、メーター交換、または盗難車等のクレームについて、日本国外の資料は、前項の確認方法として採用しない。
3. 事実の確認に要した費用は、原則として落札会員の負担とする。ただしASの判断により出品会員負担とする場合がある。

⑦クレーム申請が却下となる事例として、譲渡書類への記入、画像などの未提出、調整で対応可能な内容のもの、消耗品の経年劣化によるものを規約に明記いたしました。

AS ワンブラクレーム裁定細則第11条（申請の却下）

下記の各項に該当するクレームは、原則としてクレーム対応とせず、申請を却下する。

- （1）落札会員が、クレーム申請以前またはASによるクレームの協議あっせんもしくは裁定を下す前に、第三者に当該車両を転売等（譲渡書類への記入を含む）した場合。ただし冠水車、メーター改ざん車、法的問題車で現に所有権移転ができない車両またはASが認めた車両については、転売等したのちに当該事実が判明した場合でもクレーム申請を受け付ける。
- （6）クレーム申請後、第5条7項に基づきASが申請内容にかかわる説明を求めたにもかかわらず定められた期限までに申請者から合理的な説明がない場合。
- （7）ブレーキまたはエンジン調整、タペット調整などの調整により加修対応可能な内容。
- （8）消耗品の経年劣化による不具合

⑧グレード・乗車定員・駆動方式・後付けできないオプション装備等の記載違いはキャンセルとなります。

またキャンセルとなった場合の書類/車両返送期日を規約に明記いたします。

AS ワンブクレーム裁定細則第8条（売買契約の解除）

1. 落札した車両につき下記の事由が判明したときは、ASは、当事者間の協議の有無に関わらず、当該車両の売買契約を解除（以下「キャンセル」という）または落札会員の合意がある場合は値引きの裁定を下すことができる。キャンセルとなった場合、出品会員はASから支払われた車両代金を直ちに返還し、かつASが科すペナルティに従わなければならない。なお逸失利益は裁定の対象とせず、また陸送に要した費用の負担についてはASの裁定による。

（5）出品票に記載された内容のうち、次に掲げる重要事項の誤記入または未記入、もしくは出品票の記載内容と事実が異なることが判明した場合

- ①車名
- ②車歴
- ③年式（ASが定める限度を超えるものに限り、登録遅れを含む）
- ④グレード（新車販売価格等に基づくグレードの上下を問わない）
- ⑤型式
- ⑥準グレード（限定車、記念車、パッケージ車等）
- ⑦エンジンの規格外（ターボ有無等を含む）
- ⑧重要装備（シフト、革シート、SR、PS、PW、AC等）の有無
- ⑨輸入車または並行輸入車の違い
- ⑩ディーラー輸入車の違い
- ⑪特殊MT車（クラッチレス等）
- ⑫走行距離（ASが定める限度を超えるものに限る）
- ⑬駆動方式
- ⑭乗車定員
- ⑮燃料
- ⑯オプション装備品またはレスオプション（後付けできないもの）

5. キャンセルとなった場合、落札会員はASの指示に基づき、受領した譲渡書類および車両を直ちにASに返送しなければならない。ASは譲渡書類および車両の返送確認後、キャンセルに伴う車両代金等の返金を行う。

6. 落札会員は、前項においてASからの指示があった場合、車両を返送し、かつ7日以内に受領した譲渡書類を返送しなければならない。

その2. 2020 年上半期（予定）のルール変更について

①評価点（S、6、5・・・）の算出基準であるポイントの計算方法、登録年式の上限が変更となります。

評価点	基準内容（※1）		
	①外装・内部ダメージ	②登録・走行条件	③内装評価等の上限、補足等
S	無傷、無補修であるもの	登録1年未満かつ 走行1千km以内	内装評価点はAに限る
6	合計1ポイント以内（※2、以下同じ） ただしバンパーAに限る	登録3年以内かつ 走行3万km以内	内装評価点はAに限る
5	合計2ポイント以内 交換済パネルなし（※3、以下同じ）	登録5年以内かつ 走行5万km以内	内装評価点はBまで ガラスヒビ、キズ、リペア跡は保安基準適合まで
4.5	合計10ポイント以内 A/U/B/Sがレベル2以上あるパネルは 2パネルまでとする（※4・5、以下同じ） ボルト留交換済パネル1ヶ以内	登録10年以内かつ 走行10万km以内	内装評価点はBまで 下記の車両の上限 ・メーター交換（\$）車両 ・ガラスヒビ車両
4	合計15ポイント以内 A/U/B/Sがレベル2以上あるパネルは 3パネルまでとする	走行15万km以内	内装評価点はCまで 下記の車両の上限 ・ルーフ钣金塗装跡車両 ・コーションプレート欠品車両 ・色替え車両 ・コアサポート、バックパネルの小さな歪み ・ガラスフレ
3.5	合計25ポイント以内 ×は1パネル以内、かつ A/U/B/Sがレベル2以上あるパネルは 5パネルまでとする クォーター交換済は片側まで		下記の車両の上限 ・メーター改ざん（*）車両 ・メーター走行不明（#）車両 ・コアサポート、左右サイドメンバーへの間接接合、 バックパネル修正、曲がり
3	合計30ポイント以内 外装状態が評価点3.5未満のもの クォーター交換済 両側のもの、または ステップアウター交換済のもの、または バックパネル交換済のもの		下回りC<腐食・程度小>まで （ただしCに伴う穴のあるものは不可） 機関・機構の不具合は走行可能なものに限る
2	合計30ポイントを超えるもの 外装状態が評価点3未満のもの 粗悪車、電害車 （冠水車、消火器噴霧跡、その他災害車）		ボディまたはフレームにC<腐食・程度大>、 あるいはCに伴う穴等あるもの
1	改造車 （規格外エンジン・ミッション・タービン乗せ替え、 外寸の変わるパテ埋め等）		検査登録済みの改造車（公認車）、規格外パーツ（※6）が 装着され継続検査を受けられない車両、重要骨格に加工等 がある車両については、注意事項として改造部位の記載す る。 改造車かつ修復歴のある車両は評価点「R」とし、注意事項 に改造部位と修復箇所を記載する。
R	修復歴車		修復歴とは第4条に定めるもの、または外板パネルを介し 波及した力が骨格部分に達しているものおよび骨格部分を 加修しているもの、または修正機跡があるものとし、注意 事項に修復箇所を記載する。
0	事故現状車	陸送会社が運搬できる 車両であること	展開図に事故範囲を○印で記載し、注意事項にエアバック の状況を記載する

※1：評価点は、基準内容①～③をすべて満たす必要があります

※2：パネルとは車両外装の構成単位をいいます

※3：ポイントとは検査記号A1～A3、U1～U3、B1～B3、S1～S3、W3の数値の合計です（W1、W2は展開図に記載を要すが加算対象外）

※4：レベルとは検査記号A1～A3、U1～U3、B1～B3、S1～S3、W1～W3の数値です（例：A1はレベル1、U2はレベル2）

※5：同一パネル内にある検査記号のポイントも全て加算いたします（例：同一パネル内にU3とA1がある場合は4ポイント）

※6：メーカー純正または販売店オプション扱いのエアロパーツ等で車検証記載変更を要すパーツは「規格外」に含めません

②内装評価点を3段階（A～C）から4段階（A～D）に変更となります。

A	● 新車状態と同様のもの
	● 綺麗で加修の必要がないもの
	● 目立たない小さな汚れ、簡単に取れる小汚れ程度まで
B	● 目立たない程度のコゲ・穴・切れ口のり跡等のもの（数箇所程度）
	● 年式走行距離相応の汚れ口へたりあるもの、ダッシュボード浮き変形あるもの（程度小）
	● 内張り・シート・ハンドル等のスレ少々なもの
C	● 目立つシミ・汚れが酷いもの
	● 異臭の強いもの（ペット臭、タバコ臭等）
	● 部品欠品が多いもの（内張り、コンソール等）、異品があるもの
	● 目立つ加工穴、ダッシュボード浮き大、割れ大、コゲ穴等
D	● 大幅な加修を要すもの、または回復が難しい状態のもの
	● 内装ペイント加工されているもの
	● 容易に取れない塗料のあるもの、極端な異臭を発するもの

③検査記号の状態の表現が一部変更となります。

瑕疵	記号	レベル
キズ	A1	長さ 10cm 程度の傷
	A2	長さ 30cm 程度の傷
	A3	A2 を超える傷
ヘコミ	U1	直径 4cm 程度までのヘコミ（小）
	U2	直径 7cm ベースボール程度までのヘコミ（中）
	U3	U2 を超え加修で直る程度のヘコミ（大）
キズを伴うヘコミ	B1	直径 4cm 程度までの傷を伴うエクボ・ヘコミ（小）
	B2	直径 7cm 程度までの傷を伴うヘコミ（中）
	B3	B2 を超え加修で直る程度の傷を伴うヘコミ（大）
補修跡塗装波	W1	良質な仕上げの補修跡塗装波
	W2	通常の仕上げの補修跡塗装波
	W3	再補修を要す塗装補修跡
さび	S1	直径 1cm 程度までの錆（同一部位において数ヶ所まで）
	S2	直径 4cm 程度までの錆
	S3	直径 7cm 程度までの錆
その他表現	×	交換要す
	××	交換済
	フレ	割れ
	色アセ	色褪せ
	Pアト	ペイント跡
	C	腐食
ガラス	リペア跡	良好な仕上げのガラスリペア跡（※）
	キズ トビ石	点状の傷
	ヒビ	長さ 1cm 程度までのガラスヒビ
	ワレ	ヒビを超えるガラスの割れ
	×要す	リペア不可 外板に割れがある場合

※A、U、Bのレベル3を超えるものは、「X」とみなす。

※良好なリペア跡とは、ヒビが概ね消えており、保安基準を満たしているものとする。

※ガラスの保安基準を満たしていないものは、ヒビ以下とする。（良好でないリペア跡含む）

※幌（ホロ）の補修について：ガムテープ等による補修は補修扱いとせず、ホロ切れ、破れとする。